

116号建物ユニットヒーター取替

件名	116号建物ユニットヒーター取替		番号	1/3
図名	表紙		縮尺	—
業務隊長	管理科長	常備班長	合議	設計者
陸上自衛隊	国分駐屯地業務隊		令和7年	5月20日

仕様書

1 件名
116号建物ユニットヒーター取替

2 場所
鹿児島県霧島市国分福島2丁目4-14 陸上自衛隊 国分駐屯地 (116号建物2階、4階)

3 概要

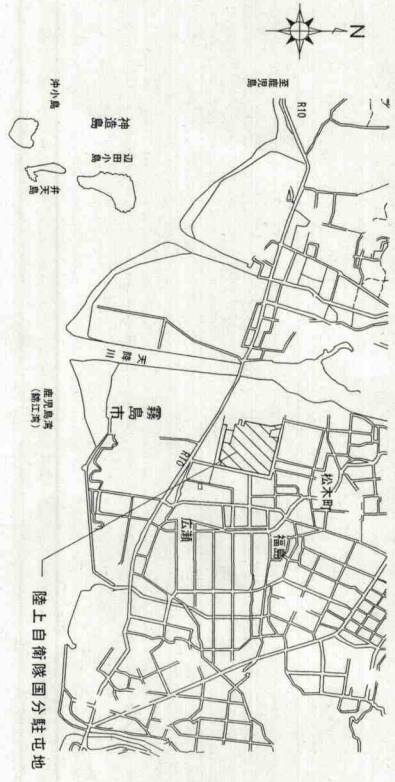
- (1) ユニットヒーター取替：2台 (官給品支給)
- (2) 新規工業(株) PS-25-2-K 暖房能力21.1KW 蒸気用 100W×100V)
- (3) 温度調整器取替：2個 (アズビル(株) TY6000Z) 又は同等以上のもの

4 一般事項

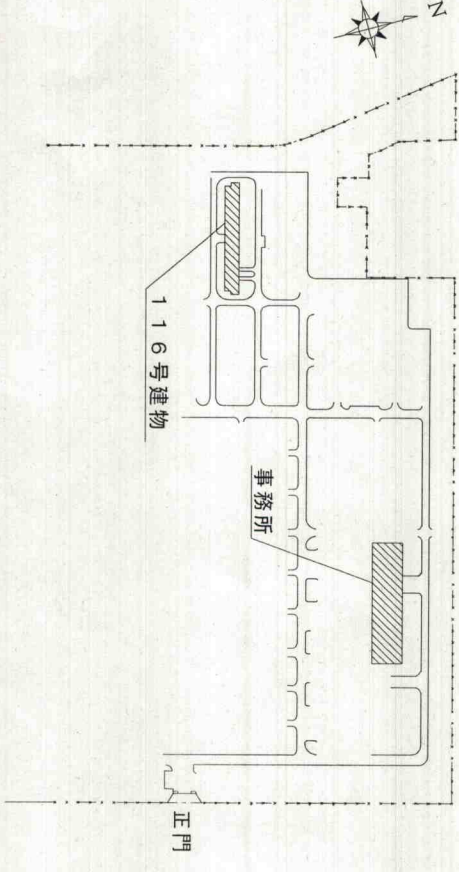
- (1) 本作業において図面及び仕様書によるほか、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事)」「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事)」により実施するものとする。
- (2) 本作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本作業に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然実施すべき事項については、請負業者の責任において実施するものとする。
- (4) 本作業に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負業者の責任において原形復旧するものとする。
- (5) 本作業に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等発生した場合は、請負業者の責任において処置するとともに、速やかに係官に報告するものとする。
- (6) 本作業に使用する電気及び水は請負者が負担するものとする。部隊側の電気及び水を使用する場合は係官の承認後使用し、後日料金を徴収するものとする。
- (7) 本作業の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(フタイル形式JPEG)を使用し、作業前、作業中、作業後及び主要な作業段階ごとや隠蔽箇所など係官の指示する箇所を撮影し、写真台帳に整理のうえ1部係官に提出するものとする。
- (8) 本作業に際し、係官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。特に作業工程表は、係官と事前に調整のうえ作成し提出すること。
- (9) 本作業により発生した発生材(金属屑類)は、駐屯地内の係官が指示する場所に運搬集積するとともに発生材報告書を1部提出するものとする。また、金属屑以外の発生材は、請負業者の負担において適正に処分するとともにマニフェスト(E票)の写しを提出すること。
- (10) 作業終了時、確実に現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (11) 書類提出までを納期内に完了すること。

5 特記事項

- (1) 既設機器の概要
ア ユニットヒーター：昭和鉄工V型-200 蒸気用 電源100V 60Hz
イ 電磁弁：(株)タイヘン VSD
ウ 温度調整器：アズビル(株) MCTIO-C140
- (2) 各機器取替にあたり配線、配管加工が必要な場合は、請負業者の負担において実施すること。
- (3) 取替完了後、係官立会いの下試運転を実施し正常に運転ができることを確認すること。

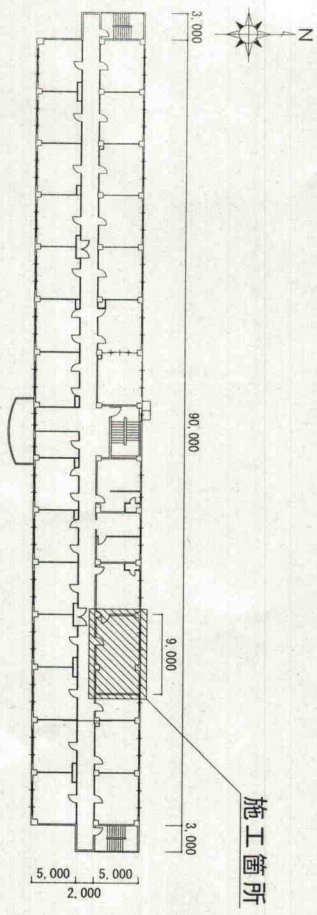


駐屯地案内図 S=1:X

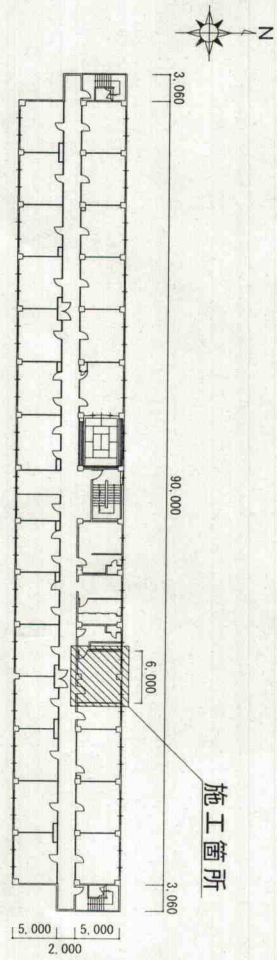


駐屯地配置図 S=1:X

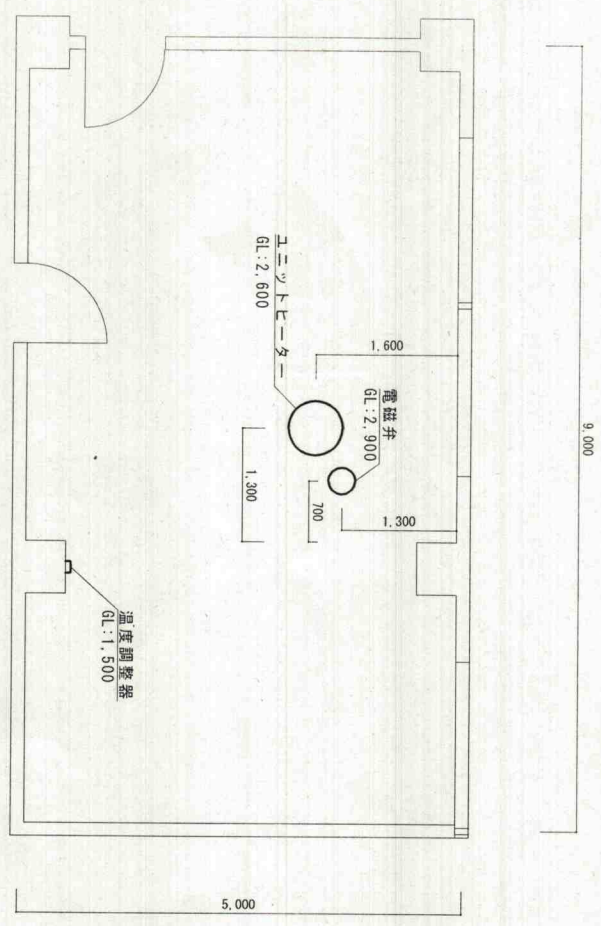
件名	116号建物ユニットヒーター取替	番号	2/3
図名	仕様書、案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 国分駐屯地業務隊		令和7年	5月20日



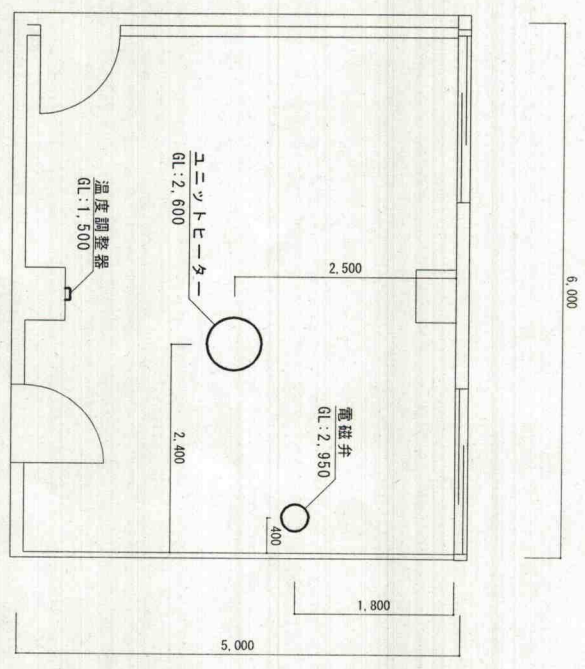
2階平面図 S=1:X



4階平面図 S=1:X



2階乾燥室平面図 S=1:X



4階乾燥室平面図 S=1:X

件名	116号建物ユニットヒーター取替	番号	3/3
図名	平面図	箱尺	図示
陸上自衛隊 国分駐屯地業務隊		令和7年	5月20日